

浄光明寺への御状

文永五年一〇月一日 四七歳

大蒙古国の皇帝日本国を奪ふべきの由牒状を渡す。此の事、先年立正安国論に勘へ申せし如く少しも相違せしめず。内々日本第一の勸賞に行なはれるべきかと存ぜしめ候の処、^{あまつさ}剩へ御称歎に^{あず}預からず候。是^{しかしなが}併ら鎌倉中の^{じゃくそ}著麁の類、律宗・禅宗等が「向国王大臣、誹謗説我悪」の故なり。早く二百五十戒を^{なげう}抛ちて日蓮に歸して成仏を期すべし。若し然らずんば墮在無間の根源ならん。

此の趣を方々へ披露せしめ候ひ^{あわ}畢んぬ。早く一処に聚りて対決を遂げしめたまへ。日蓮^{しよき}庶幾せしむる処なり。敢へて諸宗を^{べつじよ}蔑如するに非ざるのみ。法華の大王戒に対して小^{もんもつ}乗蚊虻戒、豈相對に及ばんや。笑ふべし笑ふうべし。

文永五年^{戊辰}十月十一日

日蓮花押

謹上 浄光明寺侍者御中